

# 市政トピックス

**安心・安全なまちづくりを目指して  
「春の全国交通安全運動」  
安全なまちづくり県民運動」**

安心安全課 防犯交通係

(☎95)0115

安心・安全なまちづくりのために交通安全と防犯の運動が行われます。学校や職場、免許証の新規取得、引越し等で生活環境が変わる人は特に交通安全に注意してください。また、長年住まわれている人も慣れているからこそ事故や犯罪に遭うことがありますので、十分お気をつけください。

「春の全国交通安全運動」

▼とき 4月6日(金)～15日(日)

新年度を迎え、真新しいランドセルで登校する子どもや新社会人となった若者が、不慣れな交通環境での通学・通勤が始まり、交通事故の発生が心配されます。また、気候もよくなり高齢者が外出する機会が増え交通事故の危険性が高まる他、歓送迎会や花見のシーズンであることから、決してあつてはならない飲酒運転による交通事故の発生も心配されます。

そこで、次のような重点項目をかがげ、春の交通安全運動を展開し、交通事故の防止を図ります。

- ・歩行中の子供・高齢者と高齢ドライバーの交通事故を防止しよう
- ・歩行中・自転車乗用中の交通事故をなくそう
- ・後部座席を含めた全ての座席でシートベルトとチャイルドシート

を正しく着用しよう  
飲酒運転を根絶しよう

「春の安全なまちづくり県民運動」

▼とき 4月1日(日)～10日(火)

平成29年中に市内で発生した犯罪は、昨年度と合計数はあまり変わりませんが、オートバイ盗や車の部品ねらいが大幅に増加しました。また、メールやはがき等を用いた架空請求詐欺も発生しています。

そこで、市民の皆さんに防犯意識の向上を呼びかけるため、次のような重点項目をかがげ、春の安全なまちづくり運動を展開し、犯罪の防止を図ります。

- ・住宅を対象とした侵入盗の防止
- ・特殊詐欺の被害防止
- ・子どもと女性の犯罪被害防止
- ・自動車盗の防止

## 消防団

### 春季特別警戒パトロール

安心安全課 防災係 (☎95)0160

地域住民への防火、防犯意識の高揚を図るとともに、市内の文化財や公共施設等の火災予防と放火等の犯罪防止を図るために、知立市消防団による春季特別警戒パトロールを行います。

パトロール中、消防ポンプ車のスピーカーで、火災予防を呼びかける広報活動を行いますので、ご理解とご協力をお願いします。

▼とき 4月16日(月)～20日(金) 午後

8時～10時  
▼ところ 市内全域

**学生の皆さん、学生納付特  
例制度をご存知ですか**

国保医療課 国保年金係

(☎95)0123

刈谷年金事務所

(☎21)2110

日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられています。学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。(本人の所得が一定額以下の学生が対象となります。なお、家族の人の所得金額は問いません。)

国民年金の保険料が未納になっていると、病気やケガで重い障がいが残ったときに障害基礎年金が受け取れない場合があります。学生納付特例が承認された期間は、保険料納付期間と同様に納付要件の対象期間となります。

学生納付特例が承認された期間は、将来の年金額の計算には含まれませんので、保険料を納付した場合と比べて年金額は低くなります。

▼対象者 大学・短期大学・大学院・高等学校・専修学校・各種学校(一年以上の就学課程に限る)に在学中の20歳以上の学生。(夜間・定時制・通信課程も含む)

▼申請場所

・国保医療課 国保年金係

・刈谷年金事務所

・在学する大学等の窓口(在学する

大学等が学生納付特例事務法人の指定を受けている必要があります。)

▼申請手続に必要なもの

- ・年金手帳
- ・学生証(または在学証明書)
- ・印鑑

◎国民年金保険料追納制度

学生納付特例制度の承認を受けた月については、10年以内に保険料を納付(追納)することによって、低くなった年金額を増やすことができます。(承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料に一定の加算額が上乘せされます。)

追納を希望する場合は、お住まいの地域を管轄している年金事務所での申込みが必要です。

○日本年金機構ホームページ

<http://www.nenkin.go.jp/>

## 図書館の本を公民館等で返却できます!

知立市図書館で借りた本を、中央公民館・知立文化広場・福祉体育館で返すことができます。各施設の事務室窓口までお持ちください。なお、お受け取りから図書館で返却の手続きを経るまでにお時間がかかることがありますので、ご了承ください。すぐにはほかの本を借りたい場合には、図書館に直接ご返却ください。

- ▶とき 4月1日(日)から
- ▶ところ 中央公民館、知立文化広場、福祉体育館
- ▶対象 知立市図書館の本、CD、DVD
- ※ほかの図書館から取り寄せた本などは知立市図書館に直接ご返却ください。
- ▶問合せ (☎83-1131)

# 平成30年度 市税等 納期一覧

平成30年度市税等納期は下表のとおりです。チラシは市ホームページに記載するほか、税務課窓口でお渡します。また希望される人には郵送しますので、税務課徴収係までお問合せください。

▶問合せ 税務課 徴収係 (☎95-0117)

納期限 税目等	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		5月 31日	7月 2日	7月 31日	8月 31日	10月 1日	10月 31日	11月 30日	12月 25日	31年 1月 31日	2月 28日	
市県民税 (普通徴収)			1期 ☆		2期		3期			4期		
固定資産税 都市計画税		1期 ☆		2期					3期		4期	
軽自動車税		全期										
国民健康保険税 (普通徴収)				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
介護保険料 (普通徴収)				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
後期高齢者医療保険料 (普通徴収)				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	

- ・ ☆印のある税については、☆のある月に1年分まとめて納付（前納）することができます。
- ・ 上下水道料金等の納期限は、水道課 料金係 (☎95-0132) へお問合せください。

**平成30年度休日納税相談窓口**  
 税務課 徴収係 (☎95-0117)

平日は仕事など多忙で納税に関する相談ができない人のために、休日納税相談窓口を開設しています。

○休日納税相談

▼とき 毎月第4週の日曜日 午前8時30分～正午

※8月は第3週の日曜日に開設

※8月と2月はその前日の土曜日も開設します。

## 平成30年度 休日納税相談日程表

①	4/22(日)	⑧	10/28(日)
②	5/27(日)	⑨	11/25(日)
③	6/24(日)	⑩	12/23(祝)
④	7/22(日)	⑪	1/27(日)
⑤	8/18(土)	⑫	2/23(土)
⑥	8/19(日)	⑬	2/24(日)
⑦	9/23(日)	⑭	3/24(日)

▼ところ 市役所1階 税務課窓口  
 ※ポルトガル語の通訳対応も可能です。

## 軽自動車税が減免されます

税務課 市民税係 (☎95-0116)

心身に障がいのある人（18歳未満の人や精神に障がいがある場合は、生計を一にする人）が所有している軽自動車等にかかる税金は、一台に限り減免が受けられます。

なお、すでに普通自動車で税金が減免されている人、障害者福祉タク

シー料金助成利用券・高齢者外出支援サービス利用券の交付を受けている人は、軽自動車税の減免は受けられません。

▼申請期間 4月2日(月)～5月24日(木)に税務課市民税係へ。

▼持参するもの 身体障害者手帳等、自動車検査証、運転免許証（該当の車を運転する人のもの）、納税義務者の印鑑・マイナンバーの分かるもの

## 国税専門官採用試験

名古屋国税局 人事第二課試験係  
 (☎052(95)3511) (内線3451)

### ▼受験資格

- ① 昭和63年4月2日～平成9年4月1日生まれの人
- ② 平成9年4月2日以降生まれの人

で次に掲げるもの  
 ・ 大学を卒業した人および平成31年3月までに卒業する見込みの人  
 ・ 人事院が右記に掲げる人と同等の資格があると認める人

▼申込み インターネットでお申込みください。

○ URL <http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

※インターネット申込みができない環境にある場合は、問合せ先まで連絡してください。

▼受付期間 4月11日(水)まで

▼試験日程等

「第1次試験」 6月10日(日)

「第2次試験」 7月11日(水)～19日(木)

のうち指定する日

児童扶養手当の支給月額が変わります

子ども課 児童家庭係

(☎)0120

児童扶養手当は、毎年の消費者物価指数の変動に応じて手当額を改定します。今年度は基準となる消費者物価指数が上昇したため、4月分からの児童扶養手当の支給月額はそのように変更されます。

区分	現行	4月分～
〈本体額〉 全部支給 一部支給	42,290円 42,280円～9,980円	42,500円 42,490円～10,030円
〈第2子加算額〉 全部支給 一部支給	9,990円 9,980円～5,000円	10,040円 10,030円～5,020円
〈第3子以降加算額〉 全部支給 一部支給	5,990円 5,980円～3,000円	6,020円 6,010円～3,010円

※4月11日(水)にお支払する手当は、3月分までの手当であり、今回の支給額改定の影響はありません。

ご存知ですか? 「検察審査会」

岡崎検察審査会事務局

(☎)0564(51)5793

交通事故、詐欺、脅しなどの犯罪

の被害にあり、警察や検察庁に訴えたが検察官がその加害者を起訴してくれない、このような不満をお持ちの人のために、「検察審査会」があります。

検察審査会は、20歳以上の選挙権を有する一般国民の中から「くじ」で選ばれた11人の検察審査員が、検察官が加害者を起訴しなかったことのよしあしを審査します。

住宅・土地統計調査調査員を募集します

企画政策課 政策係 (☎)0114

10月1日現在で、全国一斉に「住宅・土地統計調査」が実施されます。

この調査は、5年に一度実施される住生活に関する重要な実態調査です。この調査に従事していただける調査員を募集します。

- ▼募集人数 40人程度
- ▼応募資格 市内に住所を有する20歳以上で警察・選挙・税務に直接関係のない人
- ▼仕事の内容 調査票の配布および回収
- ▼仕事の時期 9月～10月
- ▼報酬 4～7万円程度の見込み(受け持ち数で変動)

▼応募方法 5月2日(水)までに、所定の申込書を企画政策課窓口へ提出してください。

※申込書は企画政策課窓口で配布する他、市ホームページからもダウンロードできます。

※採否については後日通知します。

自転車の利用について

土木課管理係

(☎)0155

6月1日から自転車の放置禁止区域が変わります

知立駅周辺は人通りや車の往来が多く、自転車や原付の路上駐車や路上放置などの迷惑行為により交通に支障が出ています。このため、市では条例により、知立駅周辺を自転車(原付含む)の放置禁止区域として定めています。

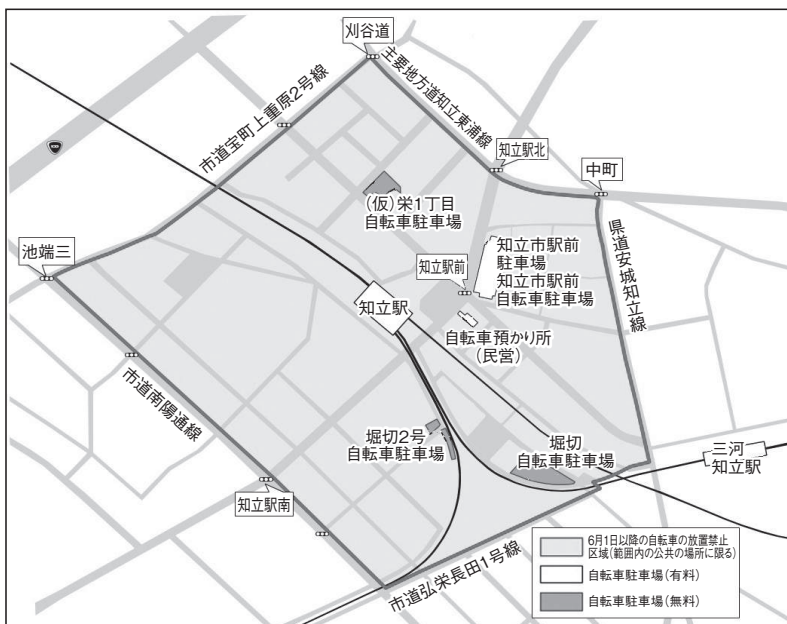
現在は道路や公園等を放置禁止区域として定めていますが、知立駅周辺は区画整理事業等により新しい街並みが生じつつあります。そのため、放置禁止区域の指定を6月1日から下図の範囲に変更します。

※知立駅周辺土地区画整理事業により、道路形態が現況と異なる場合があります。

放置禁止区域内の公共の場所(道路・公園等)に放置された自転車は移動します。移動した自転車の返還は、駅前駐車場管理事務室(☎)8781で行っています。引き取りの際には、移動経費1千円、保管料(一日につき自転車100円、原

付200円)が必要です。なお、放置禁止区域内に限らず、市内の公共の場所に自転車が放置され、支障をきたしていると認められる場合も当該自転車を移動します。引き取りの際は移動経費1千円が必ず必要になります。

駅前駐車場管理事務室(☎)8781で行っています。引き取りの際には、移動経費1千円、保管料(一日につき自転車100円、原付200円)が必要です。なお、放置禁止区域内に限らず、市内の公共の場所に自転車が放置され、支障をきたしていると認められる場合も当該自転車を移動します。引き取りの際は移動経費1千円が必ず必要になります。



TEL 0566-83-1111 (代表)  
 ※問合せは知立市役所 FAX 0566-83-1141  
 E-mail : info@city.chiryu.lg.jp

## 可燃ごみと飛散防止ネット

環境課ごみ減量係 ☎(95)0126

可燃ごみについては、毎週月曜日と金曜日に、市指定ごみ袋（可燃ごみ用）に入れて、午前5時～8時までに指定の場所へ出すこととしています。

その際に、飛散防止ネット（通称「カラス避けネット」）をご利用いただいている人の中に誤った使用方法の人が見受けられます。お手数ですが今一度確認をお願いします。

①ネットは、カラスや猫等によるごみの飛散を防ぐためのもので、ネット自体に「カラス避け」効果はありません。  
 ②ネットがごみ袋の上に乗っているだけでは飛散防止効果はありません。

## 緑の募金にご協力を！

緑化意識の高揚とみどり豊かな地域づくりを目的として、緑の募金運動を行います。

今年もご協力をお願いします。

▶とき 4月1日(日)～5月31日(木)

▶方法 家庭募金、街頭募金、職場募金、篤志募金

▶募金箱設置場所 市役所(案内、都市計画課)、中央公民館、図書館、福祉体育館、保健センター

▶昨年度使い道

○国・県・東日本大震災被災地への緑化活動

○市内の緑化推進活動

・チューリップの球根の配布 (H29.10実施)

・「花と緑のカレンダー」の配布(H29.12実施)

・ヒラトツツジの植樹「高場ふれあい広場」(H30.3実施予定)

・学校花壇コンクール参加校への支援 (H30春実施予定)

※ご協力いただける市内の企業・団体を募集しています。ご連絡ください。

※企業・団体で一定額以上の募金には、緑の募金啓発用のチラシなどにお名前を掲載させていただきます。

▶問合せ 市緑化推進協議会(都市計画課内) ☎95-0157



## 今年の「史跡八橋かきつばたまつり」とかきつばた再生事業について

経済課 商工観光係 ☎(95)0125

毎年4月下旬～5月中旬に「史跡

八橋かきつばたまつり」を開催し、市内外から多くの皆さんにお越しいただいています。しかし、今年のかきつばたの生育不良により十分にかきつばたを楽しんでいただけず、状況ではなく、やむなく「史跡八橋かきつばたまつり」と銘打って広くかきつばたの再生に向け、関係者一同尽力してまいりますので、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、再生中ではありますが、ある程度の開花が見込まれます。花の開花予想期間(4月25日～5月16日)に合わせ、左表の催事が行われていますので、お越しください。

行事等	とき	ところ
茶会	4/25～5/16 10:00～16:00	茶室「燕子庵」
売店	4/25～5/16	八橋かきつばた園
在原業平毎歳忌	4/29 11:00～	無量壽寺
花と盆栽即売会	5/1～5/15	無量壽寺境内
大茶会	5/3・4・5・6・5/12・13 10:00～16:00	茶室「燕子庵」 庭園(野点)
俳句会	5/5 9:30～受付 13:00～句会	八橋かきつばた園 および知立文化広場
大正琴演奏会	5/5 11:00～	八橋かきつばた園
八橋かきつばた盆栽展示会	5/6～5/8 9:00～16:00	日吉山王社境内
第62回史跡八橋かきつばたを写す会	5/8 10:00～14:30	八橋かきつばた園
短歌大会	5/13 10:00～15:00	知立文化広場
日吉山王社大祭	5/13	日吉山王社境内

## 西三河都市計画を変更しました

都市計画課 都市企画係 ☎(95)0129

広報ちりゅう平成29年9月1日号および11月1日号でお知らせした次の都市計画を変更しましたので、関係図書を縦覧します。

▼都市計画の種類・名称 西三河都市計画地区計画(知立市決定)

上重原地区計画  
 ▼図書等縦覧場所 市役所4階 都市計画課

## 西三河都市計画事業の事業計画を変更しました

都市計画課 都市企画係 ☎(95)0129

市が施行する次の都市計画事業の事業計画を変更しましたので、関係図書を縦覧します。

▼事業の種類・名称

西三河都市計画道路事業  
 3・4・83号知立環状線

▼施行者 知立市

▼施行期間 平成36年3月31日まで

▼図書等縦覧場所 市役所4階 都市計画課

西三河消費生活相談室の  
相談業務が終了します

経済課 商工観光係 (☎95)0125)

西三河消費生活相談室の相談業務は3月末をもって終了します。商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなどは「知立市消費生活センター」、「愛知県消費生活総合センター」にご相談ください。

○知立市消費生活センター

▼相談日時 毎週月・水・木・金曜日 午後1時～4時(受付は午後3時30分まで) (☎95)0195)

○愛知県消費生活総合センター

▼相談日時 月～金曜日 午前9時～午後4時30分

土・日曜日 午前9時～午後4時 (☎052-962-0999)

ごみ出しカレンダーの一部訂正について

平成30年度知立市ごみ出しカレンダー(月曜地区版)に次のとおり一部誤りがございます。ご迷惑をおかけし大変申し訳ございませんが、月曜地区版のカレンダーをご利用の方はお手元にあるカレンダーの修正をお願いします。

訂正箇所	訂正内容
8月31日(金)	(誤)収集無し (正)可燃ごみ収集日
11月30日(金)	(誤)収集無し (正)可燃ごみ収集日

▶問合せ 環境課 ごみ減量係 (☎95-0126)

不動産・空家無料相談を  
ご利用ください

建築課 施設管理係 (☎95)0156)

(公社)愛知県宅地建物取引業協会碧海支部による不動産の無料相談を毎月1回開催しています。不動産の契約、トラブルなどに関するもののほか、空家の有効活用をお考えの所有者の皆さん、お気軽にご相談ください。

▼とき 毎月第2火曜日

午後1時～4時(8月および平成31年1月は除く)

※次回開催日 4月10日

▼ところ 市役所2階 打合室南



ミニバス5コース(イエローコース)の車両が新しくなります!

まちづくり課まちづくり推進係 (☎95)0158)

4月1日(日)からミニバス5コース(イエローコース)の車両が新しくなります。新しい車両は従来のバスよりも大きい中型バスのため、座つ

て利用しやすくなります。また、バスの車両には、ちりゅうつびが描かれます。

新しいミニバスをぜひご利用ください。

なお、新しい車両の購入費は宝くじの社会貢献広報事業であるコミュニケーション助成事業を活用し、車両購入費の一部に充てています。



「西三河都市計画区域の整備、開発および保全の方針」に関する公聴会の開催等について

県建設部 都市計画課

(☎052-954-6515)

都市計画課 都市企画係

(☎95)0129)

現在、県では「西三河都市計画区域の整備、開発および保全の方針」の策定に向け検討を進めているところですが、

今回、本方針について公聴会を開催し、またパブリックコメントで市民の皆さんの意見を募集します。

▼都市計画の名称

西三河都市計画区域の整備、開発および保全の方針

○公聴会の開催

▼開催日時 5月13日(日) 午後2時から

▼開催場所 岡崎市福祉会館 6階ホール

※傍聴については当日会場にお越しください。

なお、会場の収容人員を超える場合は入場制限を行うことがあります。

○原案の閲覧

▼閲覧期間 4月10日(火)～24日(火)(土・日曜日を除く)

▼閲覧場所

・県建設部 都市計画課

・市役所 都市計画課

※県建設部都市計画課ホームページからもご覧になれます。(http://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshi/)

○公述申立て

公聴会で公述を希望される人は、公述申立書を閲覧期間内(必着)に県建設部都市計画課へ提出してください。

なお、公述申立てが無かった場合は公聴会を中止します。

▼公述申立書提出先

宛名 愛知県建設部都市計画課 (〒460-8501 住所不要)

○パブリックコメント

「西三河都市計画区域の整備、開発および保全の方針」については、公聴会の開催に加えて、市民の皆さんからの意見を募集します。詳細は県建設部都市計画課のホームページをご覧ください。

TEL 0566-83-1111 (代表)  
 ※問合せは知立市役所 FAX 0566-83-1141  
 E-mail : info@city.chiryu.lg.jp

# 狂犬病予防注射を受けましょう

狂犬病予防法により、生後91日以上の子の飼主は、居住する市に登録し、狂犬病の予防注射を毎年1回受けさせなければなりません。

犬を飼っている人は、お近くの動物病院または下表の会場で予防注射を受けてください。

▶問合せ 環境課 環境保全係 (☎95-0154)

## ■狂犬病予防注射などの料金

登録済みで 予防注射のみ	狂犬病予防注射料金	2,850円
	注射済票交付手数料	550円
	計	3,400円
新規登録と 予防注射	狂犬病予防注射料金	2,850円
	注射済票交付手数料	550円
	新規登録手数料	3,000円
	計	6,400円

※狂犬病予防注射料金2,850円は、獣医師へ支払うお金です。

### ▶その他

- ・釣り銭のないようにご協力ください。
- ・注射日程ハガキが送られてきた人は、「問診票の欄」を記入して、注射会場へお持ちください。
- ・飼主が犬を制止できない場合は、注射できません。
- ・フンは、飼主の責任でお持ち帰りください。

▶注意 巡回移動で実施しますので、時間を確認のうえ、お越しください。なお、雨天でも実施しますが、大雨警報・暴風警報が発令された場合は中止となります。

## ■犬の登録・狂犬病予防接種会場

とき	時間	ところ
4月 11日(水)	13:10~13:30	昭和グランド駐車場
	13:50~14:10	ハツ田町公民館
	14:30~14:50	知立南中学校東側駐車場
4月 13日(金)	13:10~13:30	谷田町第2公民館
	13:50~14:10	西中町第1公民館
	14:30~14:50	上重原町公民館
4月 16日(月)	13:10~13:30	西丘文化センター
	13:50~14:10	福祉体育館
	※宝町公民館は、今年度から廃止します。	
4月 18日(水)	13:10~13:30	知立文化広場
	13:50~14:10	牛田町公民館
4月 20日(金)	13:10~13:30	保健センター
	13:50~14:10	弘法山公園弘法下駐車場
	14:30~14:50	知立市役所

## 4月1日から「違反対象物の公表制度」がはじまります

衣浦東部広域連合消防局 予防課  
 (☎63-0136)

「違反対象物の公表制度」は、建物の利用者自らが建物の火災危険性に関する情報を入手し、その建物の利用について判断できるように、消防が入立検査で確認した重大な消防法令違反を衣浦東部広域連合消防局のホームページで公表する制度です。

・公表の対象となる建物  
 飲食店・物販店・ホテル等の不特定多数の人が利用する建物や病院・社会福祉施設等の一人では避難することが難しい人が利用する施設

・公表の対象となる違反  
 設置が義務付けられた消防用設備等のうち、「屋内消火栓設備」、「スプリンクラー設備」、「自動火災報知設備」が設置されていない建物

・公表する内容  
 建物の「名称」、「所在地」、「法令違反の内容」

○建物関係者の人へ  
 所有、管理する建物が以下の変更等を行う時には、消防用設備等が必要となる場合がありますので、最寄りの消防署へご相談ください。

・飲食店、物販店、病院、福祉施設などへ用途変更する場合  
 ・増築や改築、隣接建物と接続する場合  
 ・看板、陳列棚等の設置で窓をふさいでしまう場合

## 救命講習会 [4月開催分] あなたは愛する家族を救えますか。いざという時のために心肺蘇生法を覚えましょう。

会場	知立消防署	安城消防署
講習会名	普通救命講習Ⅰ	普通救命講習Ⅲ
開催日時	4月15日(日) 午前9時~正午	4月21日(土) 午前9時~正午
定員・受講料	先着20人・無料	先着20人・無料
申込み	4月5日(木) 午前9時から募集開始 (☎81-4144) 救急係へ	4月5日(木) 午前9時から募集開始 (☎75-2494) 救急係へ
対象者	碧南・刈谷・安城・知立市および高浜市在住、在勤、在学の人 (いずれの会場でも受講できます。)	
内容	普通救命講習Ⅰ 心肺蘇生法(気道確保、人工呼吸、胸骨圧迫)、AEDの使用法、止血法など 普通救命講習Ⅲ 小児・乳児・新生児の心肺蘇生法、ひきつけ、のどに異物が詰まった時の処置など ※救命講習会を団体で受講される場合は、最寄の消防署へお問合せください。	

▶問合せ 衣浦東部広域連合消防局 消防課 (☎63-0135 ホームページ <http://www.kinutoh.jp>)